

令和6年4月1日から、死亡牛のBSE検査対象が月齢に関係なくBSEの特定症状等を呈した牛となります。
(これまでのBSEを疑う症状を呈していない96ヶ月齢以上の死亡牛検査は、廃止となります。)

なお、月齢に関係なく引き続きBSE検査を行う牛（死亡または淘汰したもの）は以下のとおりです。

- ① BSEの特定症状を呈する牛
興奮しやすい 音、光、接触等に対する過敏な反応
群内序列の変化 搾乳時の持続的な蹴り
頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
扉、柵等の障害物におけるためらい 等
- ② 特定症状以外でBSEが否定できない症状を呈する牛
起立不能、歩行困難等
- ③ その他、獣医師が検査の必要があると認めた牛

上記のような症状が疑われた場合等は、獣医師または管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。



山梨県西部家畜保健衛生所

電話：0551-22-0771

FAX：0551-22-6278

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018